

タブレット端末整備事業 調達仕様書

尾張旭市企画部情報政策課

第1編 はじめに

1 事業の目的

タブレット端末整備事業（以下「本事業」という。）は、課長級職員へ1台ずつ公用のタブレット端末を配布し、議会ICT化（ペーパーレス化）に対応するとともに、オンラインでの会議等の開催や緊急時の連絡情報共有を円滑に行えるようにすることを目的とする。

2 本調達における基本方針

タブレット端末（iPad）の調達及び通信回線（SIMカード）の整備を一括して調達することにより、本市に有益で効率のよい調達とする。

第2編 調達の概要

1 調達範囲

以下の調達を一括して行うものとする。

- (1) タブレット端末の調達
- (2) 通信回線の調達

2 調達の内容

本事業における調達内容は以下のとおりとする。

- (1) 第3編の要件を満たすタブレット端末の納品
- (2) 第3編の要件を満たす通信回線の整備

3 調達スケジュール

通信回線の開通日は令和4年10月3日とし、調達スケジュールは下表のとおりとする。なお、スケジュールの変更が必要な場合は、本市と調整の上、決定するものとする。

	作業区分	令和4年度				
		6	7	8	9	10
1	RFPの実施	■	■			
2	業者決定		■			
3	テスト・納品		■	■	■	
4	運用開始					■

4 タブレット端末の納期
令和4年9月20日（火）

5 通信回線の開通日（契約始期）
令和4年10月3日（月）

6 契約形態及び予算

(1) タブレット端末

購入契約として、納品後、情報機器購入費から一括で支払うものとする。タブレット端末の納品及び梱包材の撤去等に要する費用は納品業者の負担とすること。

(2) 通信回線

通信回線使用の長期継続契約（2年間）として、電信電話料から毎月の利用料を支払う。

第3編 機器調達等要件

1 基本要件

本事業で調達を想定しているタブレット端末及び通信回線の基本要件は、下表のとおりとする。

	機種	数量	仕様
1	タブレット端末 (iPad)	80台	第9世代 (Wi-Fi + cellularモデル) 画面サイズ：10.2インチ ストレージ：64GB ※ ADE (Automated Device Enrollment・旧称DEP) を利用するため、本市への納品までに本市のABM (Apple Business Manager) にデバイス登録できるよう手続きすること。 ※ 2のSIMカードを挿入しないで納品すること。 ※ 本体の色は指定しない。 ※ 本体2箇所管理シールを貼付すること。貼付する場所及び内容は別途指示する。貼付するシールは請負者が作成すること。
2	通信回線 (SIMカード)	80回線	データSIM データ容量：3GB以上 SIMのサイズ：nanoSIM 使用期間：2年間 ※ 1のタブレット端末に適用できるSIMカードであること。 ※ 市役所庁舎内での使用に資する通信回線とすること。

			※ MDMで設定プロファイルを流すため、APN設定プロファイルと設定内容ドキュメントを納品時に提供すること。
--	--	--	--

第4編 整備作業要件

1 納品要件

(1) 納品期日

タブレット端末の納期は、令和4年9月20日（火）とする。納品日時等の詳細は、本市と協議の上決定すること。

(2) 納品場所

尾張旭市役所南庁舎3階 301会議室

※ エレベーターあり

(3) その他

(ア) 納品にあたって発生した不要物は速やかに回収し、請負者の責任と負担において、適法かつ安全に廃棄すること。

(イ) 通信回線の開通日当日に、通信回線が問題なくつながることを確認すること。

(ロ) タブレット端末のSIMロック解除に係るサポートを実施すること。

第5編 特記事項

1 下請

タブレット端末調達において、一部業務を下請させる場合は、下請承認願を2部提出すること。

2 業務に関する法規への対応

請負者は、請負業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報に関する法律等の関連法規、労働関係法、電気通信事業法及び関連する法令等を遵守すること。

3 保証

(1) タブレット端末

タブレット端末について、納品後1年間を保証期間とする。

(2) 通信回線

ア 請負者は、契約期間中、通信回線の正常な機能を保証すること。

イ 通信回線の開通日より1年以内に本事業の納品物等において請負者の責に帰すべき契約の履行について仕様書に定める要件と不適合（以下、「契約不適合」という。）が認められた場合には、請負者は必要な対応を行うものとする。契約不適合責任について、その所在が不明またはあいまいな事象が発生した場合は、本市及び請負者で別途協議し、対応するものとする。

4 機密保持

- (1) 請負者は、請負業務の実施の過程で本市が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）、関連業者が提示した情報及び請負者が作成した情報を、本請負業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。また、契約期間終了後も同等の措置を講ずること。
- (2) 請負者は、本請負業務を実施するにあたり、本市から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ア 請負者における提供情報等の複製は原則禁止する。ただし、請負者において複製が必要であると判断した場合には、あらかじめ本市と協議を行い、その承認を得ること。
 - イ 請負業務に必要ななくなり次第、速やかに本市へ返却すること。
 - ウ 請負業務完了後は情報を削除または返却し、請負者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を本市へ提出すること。
- (3) 契約期間終了後の取扱は、別に締結する契約書の定めに従うこと。